

令和元年度春日井市一体的就労支援事業報告

1 事業概要

生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者及びその申請中の者に対し、効果的かつ効率的な就労支援を行うため、福祉事務所（市）とハローワーク（国）とによる一体的就労支援事業を実施する。事業の実施にあたり春日井市と愛知労働局が協定を結び、市役所庁舎内にハローワーク窓口を設置して効果的かつ効率的な就労支援を行う。

2 実施体制

(1) 開始時期

平成 27 年 10 月 5 日（月）、市役所庁舎内（就労・生活支援相談コーナー）にハローワーク窓口を設置。

(2) 運営体制

業務時間は、祝休日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

国（愛知労働局）からハローワーク職員 2 名、求人情報提供端末 1 台。市から就労支援員 2 名を配置。

3 業務内容

(1) 国（愛知労働局）の実施業務

求人情報提供端末の設置及び就職支援ナビゲーターを配置し、職業相談・職業紹介及び求人情報の提供を行う。

(2) 春日井市の実施業務

就労支援員を配置し、就労支援及び生活相談等の業務を行う。また、ハローワーク及び市役所との連絡調整等を行う。

(3) その他

その他一体的就労支援事業に必要な業務を行う。

4 数値目標及び実績

(1) 令和元年度一体的就労支援事業の数値目標

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	140	94
児童扶養手当受給者	40	27
住居確保給付金受給者	5	3
生活困窮者	5	4
合 計	190	128

(2) 令和元年度一体的就労支援事業の実績

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	139	78
児童扶養手当受給者	38	21
住居確保給付金受給者	11	15
生活困窮者	38	24
合 計	226	138

※平成31年4月1日～令和2年2月29日累計

※参考資料

令和元年度春日井市全体（一体的就労支援事業＋春日井ハローワーク）での実績

対象者	支援対象者数（人）	就職者数（人）
生活保護受給者	141	81
児童扶養手当受給者	91	55
住居確保給付金受給者	11	15
生活困窮者	38	24
合 計	281	175

※平成31年4月1日～令和2年2月29日累計